

目次

FP 職業倫理

I 専門職業(プロフェッション)と職業倫理	2
① 専門職業(プロフェッション)とは	
② 学問と専門職業(プロフェッション)	
③ 倫理と職業倫理	
④ 専門職業における行動指針	
⑤ プロフェッションが有する責任	
II FPの倫理分野	6
① FPの定義と特質	
② FPが関係する倫理分野	
III 自主規制機関としての職業倫理	8
IV コンプライアンス(1)	
.....関連業法	9
① 税理士法とFP	
② 弁護士法とFP	
③ 金融商品取引法	
④ 保険業法と保険募集人	
⑤ 宅地建物取引業法とFP	
⑥ 社会保険労務士法とFP	
V コンプライアンス(2)	
.....消費者・商行為関連法	30
① 消費者契約法	
② 金融サービス提供法	
③ 特定商取引法	
④ 割賦販売法	
VI その他	40
① FPと著作権	
② 個人情報保護法	
③ マイナンバー制度	
参考 日本FP協会会員倫理規程等	46
① 会員倫理規程	
② 業務基準規程	
③ 懲戒規程	

VI

その他

章

1 FPと著作権

1-1 FPと著作権との関わり

FPの本来業務は顧客に対するFPの6分野（ライフプランニングから相続・事業承継設計まで）にかかる資産設計提案業務である。そのためにはプロフェッションとしての能力基準を満たしていなければならない、絶えず継続的に自己の研鑽に努めなければならない。たとえば日本FP協会の資格更新のための継続教育などもそのために存在する。また、FPの歴史は浅く、国民に浸透するための啓発活動としてのセミナー開催等もFPの役割となっている。そのためFPの業務は、セミナー講師、レジュメ作成、原稿執筆、ホームページやブログへの記載などがあり、これらは著作権法と多く関わる。よって常日頃から著作権法に抵触しないよう留意しなければならない。

1-2 著作権の意義

人間の知的表現として思想、感情等が生まれ、その活動としての創作物を著者が独占的に利用することができる法的権利を著作権という。著者が表現した作品を著作権法は著作物と呼び、著作物の創作者を著作者と呼ぶ。

1-3 著作権の権利内容

著作権の内容は次のように分類できる。

- 著作権
- 財産権としての権利
 - 複製権（コピーや講演を録音する権利）
 - 公衆送信権（テレビ、ラジオ、インターネット等を通じて自己の著作物を公衆に送信する権利）
 - 展示権（著作物を展示する権利）
 - その他
 - 著作者人格権（人格的な利益であり、一身専属性を有し、譲渡できないもの）
 - 無断で公表されない権利
 - 無断で改変されない権利
 - 氏名の表示を求める権利

■4■ 適法な引用とは

基本的に他人の著作物を自分の言葉で一旦咀嚼して表現するなら、また、適法に引用するなら、著作者の許諾は不要とされている。

著作権法は第32条第1項で「引用」について「公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならぬ」としている。

条文では引用が公正な慣行に合致するものであり、かつ正当な範囲内で行われるなら問題ないとしている。これが適法な引用であり、それから逸脱するなら著作権者の許諾が必要となる。では、適法な引用とは具体的に何か、それは次の3つの要件を満たし、出所（出典・出所、著者名）が引用箇所に表示されていることである。

第1の要件は、自分の文章と引用した文章のうち、どちらが主でどちら従であるかということである。引用した文章ばかりが多くて、主従関係が逆転しているようでは問題となる。

第2の要件は、自分の著作物に引用が必要不可欠なことである。引用をすることによって、自分の表現に説得力や理解が増すことである。

第3の要件は、自分の文章と引用箇所との間に明確な区別がなされていることである。区別方法は引用箇所にカギ括弧（「 」）をつけ、また、括弧内は引用の原文でなければならず、勝手に変えてはならない。

■5■ 著作権のないもの

法令や判決、官公庁の告示や通達等には、著作権がないので自由に引用や転載ができる。しかし、国や地方公共団体、独立行政法人等が公表している広報資料、調査統計資料、報告書など（一般に「白書」といわれるもの等）には著作権がある。しかし、国民に周知されることを目的に公的に作成されるものであるから、禁止されていない限りは自由に引用や転載が可能である（著作権法第32条第2項）。これとて、出所の明示は必要である。

また、用語の説明については、だれが説明しても同じような表現になるものは、思想や感情の創作物とはいえずに、よって著作権は生じないとみられている。

■6■ コピーの配布

新聞や雑誌等の記事にも著作権があり、それを無断でコピーしてセミナー等で配布することは著作権法違反となる。セミナーが有料か無料かを問わない。

ただし、正規の学校教育機関において、教育担当者が授業の中で資料として、コピーを配布することは問題ない。この場合も出所の明示は必要である。

著作権を「私的使用目的」で使用する場合は著作権法に反しない。つまり、自分や家族内でコピーして使用する場である。

自分の執筆物のコピーを配布することは、その著作物の著作権が自分にあるなら問題はない。ただし、著作物がある後、編集が施されている場合は発行元の許可を取るべきである。

■7■ 無断録音・録画について

講演内容は講演者の思想、感情等の創作物であるため著作物である。よって講演内容を無断で録音、録画することは著作権（著作権者複製権）の侵害行為となる。

■8■ ウェブ上での問題点

多くのFPが自分のホームページを開設している。ここでの情報の公開は、不特定多数の人に閲覧されることを前提としている。これらは、人間の知的表現としての思想、感情等の創作物であり、ここに著作権が発生する。ホームページに限らずブログ、メールマガジン等についても同じである。

よって、ウェブ上であっても、著作権法第32条による適法な引用、著作権のないものの自由な掲載（法律の条文や判例等）、著作権があっても公的に広く周知されることを目的としていることによって自由に掲載ができるもの等、上述と同じ取り扱いとなる。

注意を要するのは、ウェブ上に、他人の写真やデザインなどを許可なくスキャンし、自由に取り込み公開することは著作権法違反になることである（著作権法第10条）。自由な使用を認めているものもあるので、よく調査のうえで利用したい。

まとめ

- ①他人の著作物は、原則として、自分の言葉で咀嚼して表現するか、適法に引用すれば著作権法に抵触しない。
- ②適法な引用とは3つの要件（自分と引用との主従関係、引用の不可欠性、引用部分の明瞭な峻別性）を満たし、かつ、出所が引用箇所に明示されていることである。
- ③著作権のないもの、あっても公共に資するため使用が認められるものがある。
- ④無断でセミナー等でのコピー配布は著作権法違反である。ただし、学校教育での使用は可。
- ⑤無断の録音、録画は著作権法違反である。
- ⑥ホームページなどウェブ上での表現にも、同じく著作権が適用される。

2 個人情報保護法

1 個人情報保護法とは

個人情報保護法は、「個人情報取扱事業者」に対し、個人情報の適正な取り扱いについての義務を定めるとともに、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利と利益を保護することを目的としている。

2 適用事業者

これまで5,000件以下の個人情報を取り扱う事業者は適用対象外であったが、2017年改正法により、個人情報を取り扱うすべての事業者に適用されることとなった。ただし、従業員の数が100人以下の中小規模事業者（取扱件数が5,000件を超える者、データを第三者から委託を受けて取扱う者を除く）には、安全管理措置について事業が円滑に行われるように配慮して、個人情報保護委員会で特例的な対応（ガイドライン）が示されている。

3 個人情報とは

個人情報とは①氏名や住所、生年月日、写真、メールアドレスのように個人を識別できる情報②他の情報と照合することによって、個人を特定できてしまう情報③2017年改正法からは個人識別符号（文字、番号、記号、符号等）も個人情報である。DNA、声紋、指紋・掌紋などの生体情報、基礎年金番号、免許証番号、マイナンバーなどの公的番号は個人識別符号に該当する。個人情報をデータベース化し、検索可能なものを「個人情報データベース等」といい、事業者が修正、削除等の権限があるものを「保有個人データ」という。これまで6か月以内に消去される短期保有データは「保有個人データ」に該当しなかったが、2020年改正法により「保有個人データ」に含まれることになった。

4 個人情報取扱事業者の義務

個人情報取扱事業者の義務で重要なものは①漏えい防止など安全管理の策定義務（個人情報保護法第19条）、②従業員及び委託先への個人情報の適正な取り扱いに関する監督義務（同第21条、第22条）である

5 個人情報取扱事業者と顧客

①個人情報取扱事業者は、個人情報を提供した本人に対して、個人情報を何の目的で利用するのか（利用目的の項目）を公表または本人へ通知しなければならない。②また、個人情報の「第三者提供制限」により、本人の承諾を得ないで個人情報を第三者に提供することはできない。そして③個人情報取扱事業者は、本人から「保有個人データ」の開示請求を受けたときは、それを開示しなければならない。2020年改正法では、従来の書面交付のみから、電磁的方法など本人が請求した方法で開示することとなった。

■6■ FPと個人情報保護法

金融機関等を除くFP業務は一般に、従業員数が100人以下の中小規模事業者であり、個人情報の安全管理措置に対しては特例的な措置が取られる。FP業務の大きな特徴は、顧客の個人情報とプライバシーに触れて成り立ち、顧客から完全な情報開示がなければならない。日本FP協会の会員倫理規定第5条では「会員は、ファイナンシャル・プランニングの業務上知り得た顧客の情報の秘密を守り、節度ある行動をとらなければならない」としている。特例的な措置を考慮したうえで、FPの個人情報取り扱いの留意点は次のようなことである。

- ①顧客情報は直接、顧客から現物による受け渡しを原則とし、郵送の場合は書留の方法により、電子メールではファイルの開封に暗号を使用する。
- ②顧客情報を現物で保管する場合は、漏えいが起きないように、保管場所や書類収納庫等の完全な施錠とその管理に配慮する。
- ③顧客情報を電子機器（パソコン）で保管する場合も、漏えいが起きないようにパスワードの管理に配慮し、外部からの侵入防御等に対するセキュリティに万全の措置をとる。
- ④顧客情報は原則としてコピーはしないこととし、不要となった資料はシュレッダーまたは溶解によって処分する。
- ⑤顧客情報の利用は、あらかじめその利用目的を顧客に明示し、本人の同意を得ておかなければならない。とくに顧客に対するFPからの金融商品の案内等DM（ダイレクト・メール）を送付する場合は、顧客の理解を得ておく。
- ⑥個人情報を第三者に提供する場合は、あらかじめ本人の同意を得てからにする。セミナーやイベント開催の案内のため、友人などから顧客のメールアドレスや住所を教えしてほしいと依頼を受けても、事前に本人の承諾なしには提供できない。

FPは顧客に上記①～⑥の個人情報の取り扱い方法を説明し、また自分は日本FP協会の会員であり、会員倫理規定第5条の守秘義務を順守することを顧客に宣誓し、FPの社会的信頼の向上に努めなければならない。

まとめ

- ①個人情報保護法は、すべての事業者に個人情報の適正な取り扱いを定めた法律である。
- ②個人情報とは (a) 氏名や住所、生年月日、メールアドレスのように個人を識別できる情報 (b) 他の情報と照合することによって個人を特定できてしまう情報、(c) 個人識別符号（生体情報、公的番号）等をいう。
- ③FP業務は顧客の個人情報を前提に成り立ち、また、FPの倫理として顧客情報の守秘義務は必須である。
- ④中小規模事業者には、個人情報の安全管理について、特例的なガイドラインがある。
- ⑤FPは以上を踏まえて、個人情報保護法を順守する。

③ マイナンバー制度

■1■ マイナンバーとは

マイナンバーは平成25年に制定された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、平成27年10月以降、市区町村または特別区から日本国内に住民票を有するすべての人に指定される12桁の番号である。

■2■ 制度の目的

- ①行政事務を効率化し、人財を新たな行政サービスの向上に振り向けることができる。
- ②行政手続で添付書類が削減されるため（年金や福祉関係の申請の際に必要であった住民票や課税証明書など添付書類の削減）国民の利便性が向上する。
- ③所得を正確に把握し、公平・公正な社会を実現する。

■3■ 具体的な利用分野（当面は社会保障・税・災害対策の3分野）

- ①社会保障分野では雇用保険の資格取得届、国民健康保険組合での各種届出などで利用
- ②所得税の申告書や源泉徴収票等の法定調書の作成上で利用
- ③災害対策では被災者生活再建支援金の支給などで利用

■4■ 事業者の立場での留意点

- ①事業者はマイナンバーの取扱規程を定めなければならないが、一部を除く従業員数が100人以下の中小規模事業者には軽減措置がある。
- ②事業者は源泉徴収票の作成事務など、法律上認められている場合に限って、マイナンバーを収集することができる。但し、事前にマイナンバー提供者に利用目的を伝え、本人確認（番号確認と身元確認）を行わなければならない。
- ③マイナンバーの目的外利用はできない。
- ④収集したマイナンバーの安全な保管措置を立てなければならない。
- ⑤法定保存期間（雇用保険4年、社会保険2年、税関係7年）が過ぎたマイナンバー記載の書類は、速やかに復元不可能な手段で廃棄または削除する。

■5■ FP業務における留意点

FPはその業務の特性から顧客のマイナンバーを知るケースが多い。マイナンバー記載の書類の収集・保管は禁止されている。よってFPが顧客からの書類の受領には、マイナンバーの部分を墨で消し、その後のものを受領することに留意する。

まとめ

- ①マイナンバー制度は、行政の効率化、国民の利便性の向上、社会保障の負担と給付の公平・公正な社会の実現を目的とした制度である。
- ②マイナンバーが記載された書類を収集・保管することは禁止されている。よってコピーなどによる書類の受領では、その点を配慮する。